

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1076 号（諮問第 1747 号）

件名：医療法人への立入検査について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 7 月 30 日及び同年 8 月 1 日

2 原処分

令和元年 9 月 6 日及び同年 11 月 29 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和元年 9 月 10 日及び同年 12 月 4 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 6 月 8 日

5 答申

令和 5 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）は、県の職員が医療法人 A に対して立入検査を行った内容を報告するために作成した文書であり、文書 2 は、立入検査の過程で確認された齟齬等について、医療法人 A に対して回答を求めた文書であり、文書 3 は、文書 2 に対して県が医療法人 A から受領し

た回答書である。

文書4は、令和元年7月3日に開催された令和元年度第1回愛知県准看護師試験委員会議の会議資料である。

文書5は、令和元年5月27日に開催された令和元年度第1回愛知県医療審議会医療法人許認可部会の会議資料に係る決裁文書である。

文書6は、「愛知の医療ツーリズム海外PR業務」の業務委託先を令和元年度に募集した際に、企画提案のあった事業者から入手した企画提案書である。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条各号に該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表の2欄に掲げる部分が同表の3欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、文書1には個人の役職及び氏名、文書2及び文書3には個人の氏名、社員総会への出席状況等、文書5には個人の氏名、生年月日、住所、職業、理事長との関係を示す続柄、当該個人が社員であるか否かが分かる部分及び拠出金を負担したかが分かる部分とその金額、文書6には個人の氏名、顔写真、生年月日、電話番号、所属・役職、主な実績、保有資格、国籍、対応言語、経歴、学歴、職歴、本籍、趣味、入社年、雇用形態等が記載されていることが認められた。

これらの部分は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、これらの部分は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、文書1には医療法人Aが備えておくべき書類の保管状況、理事会及び社員総会の開催状況、社員総会等の招集方法等、文書2には立入検査の過程で確認された齟齬等、文書3には医療法人Aに対して愛知県から回答を求めた具体的な確認事項及びそれに対する具体的な回答が記載されており、これらは、法人の内部管理情報であり、また、医療法人Aの法令違反の有無につながる内容が記載されていることから、公にすることにより、法令違反の有無にかかわらず、どの部分において法令違反が疑われたかが判明し、医療法人Aの社会的評価の低下につながるものであることから、正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

また、文書5には自己資本比率、運転資金、年間医業収益、1日あたり想定患者数、1人1日あたり想定診療単価、年間給与額、年間役員報酬額、診療所賃借料、負債、設立時の財産に係る拠出者氏名又は賃借の相手先、純資産額及び当期純利益見込額が記載されており、これらは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の事業活動が損なわれ、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの部分は、医療法人A又は事業を営む個人の内部管理情報であり、公にすることにより、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、文書1には立入検査における医療法人Aからの回答が分かる部分、文書2には立入検査の過程で確認された齟齬等、文書3には、医療法人Aに対して愛知県から回答を求めた具体的な確認事項及びそれに対する具体的な回答が記載されており、これらは、特定の事実について医療法人Aから聴取した又は回答のあった法令違反の有無等につながる内容であり、公にすることにより、今後同種の立入検査を行う際、開示されることを意識した立入検査対象の法人から率直な回答を得られなくなるほか、立入検査の検査内容が明らかとなることで、正確な事実確認や違法又は不当な行為の発見が困難となり、立入検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

また、文書4には試験委員の職及び氏名が記載されており、これらを公にすることにより、受験者からの委員に対する圧力や不当な働きかけなどが考えられ、検討及び意思決定の中立性が不当に損なわれることで、公平・公正な試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

さらに、文書4には試験の実施方法や試験科目の内容について詳細かつ検討段階の情報が記載されており、これらを公にすることにより、公表している試験科目よりも詳細な出題内容が推知可能となることで、公平・公正な試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、今後実施が予定されている同種の試験においても、試験問題作成や実施方法の決定に支障が生じることで、同種の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、これらの部分は、公にすることにより、県が行う立入検査又は試験に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの部分は、条例第7条第6号に該当する。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名 称等	2 開示しないこと とした部分	3 開示しないこととした根拠規程及び 当該規程を適用する理由
文書 1 医療法人 A への 立入検査につい て	個人の氏名、役職 名	条例第 7 条第 2 号 個人に関する情報であって、特定の 個人を識別することができるものが記 録されているため
	法人から聴取した 内容	条例第 7 条第 2 号 個人に関する情報であって、特定の 個人を識別することができるものが記 録されているため
文書 2 法人運営に係る 立ち入り検査に おいて確認され た ^{そご} 齟齬等につい て	立入検査結果に係 る 確認内容のう ち、詳細な部分	条例第 7 条第 3 号イ 法人の内部管理情報であって、公に することにより、当該法人の正当な利 益を害するおそれがあるため
文書 3 法人運営に係る 立入検査におい て 確認された ^{そご} 齟齬等について の回答書	愛知県からの確認 事項及び法人から の回答内容	条例第 7 条第 6 号 愛知県が行う医療法人への立入検査 に関する情報であって、公にすること により、医療法人への立入検査の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるた め
文書 4 令和元年度第 1 回愛知県准看護 師試験委員会議 次第	・試験委員の特定 につながる情報 ・試験の内容に関 する情報	条例第 7 条第 6 号 県が実施する准看護師試験に関する 情報であり、違法若しくは不当な行為 を容易にし、事務の遂行に支障をきた すおそれがあるため
文書 5 令和元年度第 1 回愛知県医療審 議会医療法人許 認可部会の会議 資料等について	事業を営む個人の 資産にかかる情報	条例第 7 条第 3 号イ 事業を営む個人の当該事業に関する 情報であって、公にすることにより、 当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれがあるため
	・個人の資産に係 る情報 ・個人の氏名、生 年月日、住所、職 業及び続柄	条例第 7 条第 2 号 個人に関する情報であって、特定の 個人を識別することができるもの又は 特定の個人を識別することはできない が、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるものが 記録されているため

1 行政文書の名 称等	2 開示しないこと とした部分	3 開示しないこととした根拠規程及び 当該規程を適用する理由
文書 6 愛知の医療ツー リズム海外 PR 業 務企画提案書	個人の氏名、顔写 真、生年月日、電 話番号及びその他 特定の個人が識別 できる部分	条例第 7 条第 2 号 個人に関する情報であつて、特定の 個人を識別することができるものが記 録されているため